

## 第Ⅱ部 皇太子明仁にみる象徴天皇制の形成過程

第Ⅱ部では、敗戦後の象徴天皇制がどのように形成されていったのかについて、皇太子明仁への教育とそのイメージ形成を通して明らかにする。

皇太子明仁は敗戦時 11 才であった。当時学習院初等科の六年生であり、「御学問所」のような特別な場所で教育をうけていたわけではなかった。またメディア露出もそれほど多くはなかったため、敗戦時のイメージはまだ白紙に近いものであった。そのため、皇太子は敗戦後の天皇制の変化の影響を大きく受けることになった。

特に皇太子に大きな影響を与えたのは、日本国憲法によって自らの将来の地位が変化したことである。そのため、戦前からの教育方針は再考を余儀なくされ、新憲法に適応した教育を行わなくてはならなくなった。そのため、皇太子教育に携わった側近達は、「象徴天皇制」をどのように解釈して皇太子に教えるかを問われることになった。

また、敗戦後の GHQ の政策によって報道が自由化された。その中で、皇太子報道も自由に行われるようになった。皇太子像には、昭和天皇とは異なり、戦前に何らかのイメージが刻印されているわけではなかった。そのため、皇太子報道は、記者達の「象徴天皇制」の解釈が最もストレートに現れる題材となった。また、皇太子の側近達も数多くの皇太子に関する文章を発表し、理想の「象徴」像を国民に伝えていこうとしたのである。

これまで、天皇明仁の幼少期の教育内容に着目した論文は非常に数が少ない。代表的なものとしては、皇太子の疎開に着目した青木哲夫<sup>1</sup>、家庭教師のヴァイニングの招聘に着目した土持法一<sup>2</sup>、高橋紘<sup>3</sup>、成人した後の政治家との交流に着目した後藤致人<sup>4</sup>、日本国憲法下の天皇制における明仁の役割を分析したケネス・ルオフ<sup>5</sup>の研究がある。また最近では、吉見俊哉の一連の研究<sup>6</sup>に見られるような、メディア社会学から「御成婚」に着目した論考が多数見られる。しかし、いずれも戦前戦後の皇太子教育の変容に着目しておらず、皇太子本人が日本国憲法と親和性があることが所与の条件となっている。

ではなぜこのような研究がなされてこなかったのであろうか。まず、昭和天皇とは異なり、側近の日記などがほとんど公表されていないといった史料的制約があり、実体がつかみにくいという点がある。筆者は情報公開法を用いて皇太子の情報の開示を要求してきたが、ほとんどが個人情報の不開示規定によって重要な情報を隠された形での公開に終わっている。次に、天皇明仁が日本国憲法を尊重し遵守することを明言しているため<sup>7</sup>に、日本国憲法に則った教育が行われたと思われやすく、戦後社会における価値観との相違を感じさせにくいという点が挙げられる<sup>8</sup>。

<sup>1</sup>青木哲夫「明仁皇太子の『集団学童疎開』」『法政大学教養部紀要人文科学編』100号、1997年2月。

<sup>2</sup>土持ゲリー法一「戦後教育改革と皇太子家庭教師の人選経緯に関する一考察」（以下「人選経緯の一考察」と記載）『占領教育史研究』明星大学占領教育史センター、3号、1986年。

<sup>3</sup>高橋紘『昭和天皇 一九四五—一九四八』岩波書店、2008年、この本は、木下道雄『側近日誌』文藝春秋、1990年、の「解説」を加筆、再構成したものである。

<sup>4</sup>後藤致人『昭和天皇と近現代日本』吉川弘文館、2003年。

<sup>5</sup>ケネス・ルオフ『国民の天皇』共同通信社、2003年。

<sup>6</sup>吉見俊哉「メディア天皇論の射程」『世界』584号、1993年7月、同「メディアイベントとしての『御成婚』」津金澤聰廣編『戦後日本のメディアイベント』世界思想社、2002年、同「メディアイベントとしての天皇制」網野善彦他編『天皇と王権を考える 第10巻 王を巡る視線』岩波書店、2002年。

<sup>7</sup>天皇明仁は「即位後朝見の儀」（1989年1月9日）で、日本国憲法を守り、それに従って責務を果たすことを明言している。宮内庁編『道』日本放送出版協会、1999年、3頁。

<sup>8</sup>松下圭一は「御成婚」の際の分析の中で、「皇太子は大衆デモクラシー化した新憲法のシンボルとなっ

そこで、敗戦直後から成年（18才）になる1951年ごろを中心として、皇太子がどのような教育を受けていたのか、そしてどのようなイメージで報じられていたのかについて分析を行ってみたい。これによって、「象徴天皇制」の概念の内実が、皇太子を通してどのように解釈され、イメージ化されていったのかを理解することができるであろう。

まず第4章では、皇太子への教育方針がどのように展開されてきたのかについて、特に連合国軍による占領や新憲法の施行による変化に着目して論じる。また、第5章では、東宮職常時参与に就任して皇太子教育の責任者となった小泉信三に着目し、彼の象徴天皇観を分析することで、皇太子の側近がどのように「象徴天皇制」を理解し、皇太子に教えようとしていたのかについて解明する。そして第6章では、第4、5章と同時期に、どのように皇太子が報じられていたのかについて、新聞・雑誌記事の内容とその書き手に着目して論じる。

---

た」とし、その理由として、戦争との関係の断絶、旧敵国の家庭教師によって指導を受けたこと等を挙げている。理由の前者については清水幾太郎が、後者については南博が松下以前にそのことについて言及をしている。松下圭一「大衆天皇制論」『中央公論』37巻4号、1959年4月、39-40頁、清水幾太郎「占領下の天皇」『現代文明論』岩波書店、1953年、南博「天皇制の心理的地盤」『思想』336号、1952年6月。